

道路運送法第9条第4項及び同法施行規則第9条第2項に掲げる 協議が調っていることの証明書（調布市ミニバス西路線） （案）

令和4年11月18日付け令和4年度第3回調布市公共交通活性化協議会
において、下記路線の運行計画等の変更に関して、協議が調ったことを証明
する。

記

1 協議が調っている路線

(1) 名称 調布市ミニバス西路線

ア 往路 調布駅南口から飛田給駅南口まで

復路 飛田給駅南口から調布駅南口まで

イ 往路 調布駅南口から地域福祉センターまで（平日のみ）

復路 地域福祉センターから調布駅南口まで（平日のみ）

(2) 路線の区間

ア 起 点 調布駅南口

経由地 京王多摩川駅

終 点 飛田給駅南口

イ 起 点 調布駅南口

経由地 京王多摩川駅

終 点 地域福祉センター

(3) 路線の距離

ア 往路 5.38km, 復路 5.42km

イ 往路 4.57km, 復路 4.61km

(4) 運行時間

おおむね午前6時55分から午後9時まで

(5) 運行車両

ア 全長 6.99m

イ 全幅 2.08m

ウ 全高 3.10m

- 2 協議が調っている運賃（料金）の種類，額及び適用方法
既存の調布市ミニバス西路線に準ずる。
（現金・ICともに210円均一，小児半額）
- 3 適用する期間又は区間その他の条件を付す場合には，その条件
令和5年 月 日から実施の予定

令和4年 月 日

調布市公共交通活性化協議会
会長